

令和7年7月31日

北海道倶知安町「宿泊税」の変更

北海道倶知安町から協議のあった法定外目的税の変更について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。
変更される倶知安町宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	北海道倶知安町
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の用途	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用及び倶知安町宿泊税条例第11条の2第1項に規定する納入に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊料金
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	宿泊料金の3%
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約7.5億円
課税免除等	・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約0.4億円
課税を行う期間	条例施行後5年を目途に見直しを行うこととする規定あり

※下線部が変更箇所を示す。

- ・令和7年 3月 3日 倶知安町議会にて条例案可決
- ・令和7年 3月 4日 総務大臣協議
- ・令和7年 6月 19日 倶知安町議会にて改正条例案可決
- ・令和7年 6月 24日 改正条例を踏まえ協議内容の変更
- ・令和7年 7月 31日 総務大臣同意
- ・令和8年 4月 1日 条例施行（予定）

連絡先

自治税務局企画課

担当：上田課長補佐、佐久間係長、大原

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示
しております。送信の際には「@」に変更してください。